

## 不動産業における改正犯罪収益移転防止法対応セミナー

平成25年4月1日から施行される改正犯罪収益移転防止法では、本人特定事項として氏名、住居、生年月日に加えて取引目的、職業、法人顧客に対しての実質支配者の確認等が求められるようになりました。今回のセミナーでは、改正の概要と宅地建物取引業者として改正犯罪収益移転防止法に適切に対応するための留意点について説明を行います。

1. 主催 一般社団法人日本住宅建設産業協会
2. 日時 平成25年4月12日(金) 13:30~15:00
3. 会場 主婦会館地下2階「クラルテ」  
東京都千代田区六番町15 TEL 03-3265-8111
4. テーマ (1) 改正犯罪収益移防止法の概要について  
(2) 不動産業における実務上の留意点について  
講師：布施明正法律事務所 弁護士 布施明正氏
5. テキスト 宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック
6. 定員 100名(定員になり次第締め切ります)
7. 申込み 事前申込制。参加申込票にて4月5日までにFAX(03-3511-0616)にてお申込みください。当日は名刺を1枚ご用意ください。
8. 参加費 3,000円(会員外。テキスト代含む。)  
当日、会場にてお支払いください。
9. 問合せ先 日住協事務局 TEL 03-3511-0611

4 / 1 2	不動産業における改正犯罪収益移転防止法対応セミナー 参加申込票
---------	---------------------------------

F A X 0 3 - 3 5 1 1 - 0 6 1 6

会社名		担当者氏名	
TEL		FAX	
参加者氏名		役職	
参加者氏名		役職	